

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成28年3月29日
【会社名】	日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
【英訳名】	Emergency Assistance Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 一正
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 前川 義和
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川一丁目21番14号
【電話番号】	03-3811-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 前川 義和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額は12,249,260円

剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項の一部を変更する。

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施することができるよう、規定を新設する。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、一部文言の修正を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、吉田一正、石井弘之、前川義和、千代隆明、ソル・エーデルスタインの5名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役について、榊原牧子、勝田和行、三宅秀夫の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役、久保公雄、岡野秀章の2名を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額150,000千円以内とする。及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとする。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50,000千円以内とする。及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は監査等委員である取締役の協議によるものとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	15,475	13	0	(注)1	可決 96.62
第2号議案	15,469	19	0	(注)2	可決 96.58
第3号議案				(注)3	
吉田 一正	15,471	17	0		可決 96.60
石井 弘之	15,471	17	0		可決 96.60
前川 義和	15,469	19	0		可決 96.58
千代 隆明	15,475	13	0		可決 96.62
ソル・エーデルスタイン	15,464	24	0		可決 96.55
第4号議案				(注)3	
榊原 牧子	15,464	24	0		可決 96.55
勝田 和行	15,469	19	0		可決 96.58
三宅 秀夫	15,471	17	0		可決 96.60
第5号議案				(注)3	
久保 公雄	15,465	23	0		可決 96.56
岡野 秀章	15,472	16	0		可決 96.60
第6号議案	15,467	21	0	(注)1	可決 96.57
第7号議案	15,467	21	0	(注)1	可決 96.57

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上